

第550回（令和7年度第1回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和7年7月14日（月）13時30分～14時45分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、木原委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 山下労働局長、高橋労働基準部長、古山監督課長、
中塚賃金室長、清水賃金室長補佐、川島賃金指導官、
山田専門監督官

4 議事

（1）会長及び会長代理の選任について

（2）鳥取地方最低賃金審議会の運営について

（3）鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）

（4）鳥取県最低賃金専門部会の設置について

（5）鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について

（6）最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

（7）鳥取地方最低賃金審議会審議日程について

（8）その他

5 資料目次

（1）第58期鳥取地方最低賃金審議会委員名簿

（2）鳥取地方最低賃金審議会運営規程

（3）年度別最低賃金改正一覧表

- (4) 鳥取県 費目別・世帯人員別標準生計費、費目別標準生計費 (鳥取県)
- (5) 消費者物価指数 全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数
- (6) 毎月勤労統計調査 (全国・鳥取県)
- (7) 令和 7 年 春季賃上げ 各集計機関別集計状況
- (8) 鳥取県内の雇用情勢、最近の雇用失業情勢 (令和 7 年 5 月)
- (9) 山陰の「企業短期経済観測調査」結果 (2025年6月調査) (日本銀行松江支店)
- (10) 山陰の金融経済動向 (日本銀行松江支店 2025.7.1)
- (11) 鳥取県の経済動向 (令和 7 年 7 月号) (鳥取県)
- (12) 鳥取県内の経済情勢 (令和 7 年 4 月) (財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (13) 鳥取県の経済動向 (R7.1～R7.7)、鳥取県内の経済情勢 (R7.1、R7.4)
- (14) 鳥取県企業経営者見通し調査 (令和 7 年第 2 回) (鳥取県)
- (15) 法人企業景気予測調査結果 (令和 7 年 4 月～ 6 月期調査) (財務省中国財務局鳥取財務事務所)
- (16) 鳥取県 企業の休廃業・解散動向調査 (2024年) (㈱帝国データバンク鳥取支店)
- (17) 令和 7 年度「最低賃金に関する基礎調査」の概要、最低賃金に関する基礎調査対象産業表
- (18) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移 (平成27年～令和 6 年)
- (19) 令和 6 年度地域別最低賃金額及び業務改善助成金の周知・広報の実施結果等の報告
- (20) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果推移表 (鳥取県・全国)
- (21) 令和 7 年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察について (概要)
- (22) 鳥取県最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領
- (23) 第549回鳥取地方最低賃金審議会資料の訂正資料
(意向表明時点における特定 (産業別) 最低賃金の適用労働者数及び適用使用者数)
- (24) 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請
(全国労働組合総連合中国ブロック協議会・鳥取県労働組合総連合)
- (25) 2025年度最低賃金行政に関する要請書 (日本労働組合総連合会鳥取県連合会)
- (26) 要請書 (最低賃金の大幅な引上げ及び全国一律化並びに中小企業の支援について)
(鳥取県弁護士会)

机上配付資料

(1) 第 7 0 回中央最低賃金審議会資料

(2) 令和 7 年度第 1 回目安に関する小委員会資料

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 5 5 0 回令和 7 年度第 1 回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中を出席いただき、ありがとうございます。私は、賃金室長補佐の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、全員に出席いただいております。

会議は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により、委員の 3 分の 2 以上または各側委員の 3 分の 1 以上の出席があれば成立することとなっています。本日の会議はこの定足数を満たし、有効に成立していることを報告させていただきます。

本日の審議会は公開としており、3 名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には、傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

また、本日は報道の取材が入っていることを報告させていただきます。

それでは、まず、鳥取労働局長の山下から挨拶申し上げます。

○山下労働局長 鳥取労働局長の山下です。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。お暑いところと申し上げようと思ったのですが、雨のせい、ここ一、二週間で一番涼しい感じでございましたので、そういった挨拶にはならなかったのかなと思っております。

皆様におかれましては、私ども労働行政の運営につきまして、日頃から御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、この場を借りて、改めてお礼申し上げたいと思います。

さて、振り返って、昨年度の地域別最低賃金の審議の状況ですが、目安区分全てのランクにおいて、同額の目安額 5 0 円が示された中での審議となっております。公労使の各委員の皆様におかれましては、精力的に御審議をいただいた結果、採決による取りまとめを行いまして、鳥取県の最低賃金は引上げ額 5 7 円ということで、9 5 7 円となっております。

ここ最近の動きとしましては、この 6 月 1 3 日に骨太の方針の 2 0 2 5、同日に新しい

資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２５年度改訂版、これらが閣議決定されているというところで、それぞれにおいて、最低賃金について触れられているところです。

御案内のとおり、先週７月１１日に、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対して、地域別最低賃金額改定の目安の諮問が行われました。

当局としましても、この後、鳥取地方最低賃金審議会の改正諮問を予定しているというところです。次の日曜日には選挙を控えておりまして、また、足元では、トランプ関税の問題など、外の動きが騒がしくなっているところですが、委員の皆様におかれましては、いろいろと御苦労いただくことになるかと思いますが、今年度につきましても、審議会の自主性を十分に発揮していただいて、丁寧な御審議をいただくことをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水賃金室長補佐　続きまして、本年度は審議会委員の改選がございましたので、資料ナンバー１の委員名簿の順に従いまして、紹介させていただきます。

〔委員紹介〕

○清水賃金室長補佐　本日の審議会は、委員改選後初めての審議会となりますので、会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事（１）会長及び会長代理の選任についてですが、最低賃金法第２４条第２項の規定により、会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦をいただき、全ての委員の同意をもって決定することとなっております。今回も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

それでは、会長について推薦いただけますでしょうか。

石川委員をお願いします。

○石川委員　前の任期のとき、丁寧な議事進行をもって、当時の労使双方の委員から厚い信頼を寄せられておりましたので、引き続き、佐藤委員に委員長をお願いできたらと思っています。推薦いたします。

○清水賃金室長補佐　ありがとうございます。

ただ今、会長に佐藤委員を推薦いただきましたが、異議がなければ承認いただいたということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、全員の承認をいただきましたので、佐藤委員に会長をお願いするとともに、挨拶と会長代理の推薦をお願いします。

○佐藤会長 では、推薦いただいて、ありがとうございました。

まず、会長代理につきましては、昨年から引き続き、中野委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

よろしいですか。

では、会長代理、特に、毎年、異議審においても重要な役割となりますので、今年もよろしくお願いしたいと思います。

挨拶ということで、少々述べさせていただきたいと思います。

私自身は、今年、この審議会の委員として7年目になります。会長としては、これまで4年間務めてまいりました。したがって、5年目ということになります。

初めてこの審議会の委員になったときは、公益委員というのは、労使の話し合いを待つのが仕事だというふうに先輩委員に教えられました。それが仕事なのだろうと思って、随分退屈というか暇というか、ただ待つだけが仕事ですから、そういう役割だと思って2年間務めてまいったわけですが、3年目に会長にということでお話をいただきまして、会長職に就かせていただきました。その際、労働者側、使用者側、それぞれ委員の方から、もう少し公益委員、何かやってくれないかというふうにお話がありました。

そこで、いろいろと考えて、特にやらせていただいたのは、各会の冒頭に、公労使の代表者が集まって、その日、どういうふうな進め方をしたらいいかというような、三者で打合せを持つということを始めたり、あとは、双方の話をとにかく公労、公使ということで、話を伺うという機会を多々設けさせていただいたりするようになりました。

先ほど申し上げた三者で話し合うというのは、先日行われた家内労働者の審議のときにも、私は会長とかではなく、一委員として参加させていただいたのですが、そこでも利用させていただいたということで、やってよかったんだろうなというふうに思っております。

鳥取県の最低賃金審議会というのは、どうやら世間では鳥取方式ということで、今日も

いらっしゃっていますが、傍聴ができ、非常に開かれた場であると有名だということで、それはそれで引き継いでいきつつ、より積極的に、さらに新鳥取方式ということで、私たちのこの審議の仕方というものを発信していけたらいいなと思っております。

公益委員は、ただ待つだけではなくて、労働者側、使用者側委員のお話をしっかり聞かせていただいて、バランスのいい結論を出せるように努力してまいりたいと思いますし、労働者側、使用者側の皆さんは、それぞれ根拠ある主張というものをお願いしたいと思います。また、今日も非常にたくさんの資料を用意していただいておりますが、事務局の方には、こういった資料は非常に重要になりますので、今後もよろしくをお願いしたいと思います。

この鳥取県の鳥取地方最低賃金審議会、公労使、事務局一丸となって、1つのチームとして、鳥取県の最もふさわしい賃金額を決めていけたらと思っております。今年度もよろしくをお願いします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

続きまして、中野会長代理から挨拶をお願いします。

○中野委員 昨年に引き続きまして、会長代理に指名されました中野です。佐藤会長と一緒に、この審議会を進めていきたいと思っておりますので、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございました。

それでは、佐藤会長、この後、議事進行につきまして、よろしくお願いします。

○佐藤会長 それでは、次第に従って、1番目の会長及び会長代理の選任は終わりましたので、次の2番目、鳥取地方最低賃金審議会の運営について、事務局から、審議会及議事録の公開、議事録の取扱い等について説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、まず審議会の運営について説明させていただきます。資料ナンバー2、3ページを御覧ください。

鳥取地方最低賃金審議会の運営に関する必要な事項は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程に定められています。

審議会及び議事録等の公開については、第6条に審議会の公開、第7条に議事録等の公開について規定しています。

いずれも、原則は公開の取扱いとなっておりますが、公開することにより、個人情報の保護に支障を来す場合、個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、審

議会の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長が、審議会の非公開や議事録等の非公開、一部非公開などとする事ができる取扱いとされております。なお、議事録には、発言された委員皆様の個人名と発言内容の全てを記載することとなっておりますので、あらかじめ承知おきください。

また、議事録につきましては、鳥取地方最低賃金審議会運営規程第7条第1項で、議事録を会長及び会長の指名した労働者代表委員並びに使用者代表委員の各1人の確認を得た上で作成すると定められています。この議事録確認に關しまして、本年度は従来と同様に、会長が年間を通して議事録の確認を行う委員2名を指名することとし、会長から確認委員の指名をお願いします。

以上、審議会及び議事録の公開、審議会の開催方法及び議事録の確認につきまして、今年度の方針等を検討及び確認をお願い申し上げます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何か意見、質問等がありましたらお願いします。特によろしいでしょうかね。

近年の審議会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、全て公開としております。特に鳥取地方最低賃金審議会については、先ほど申し上げたように鳥取方式ということで、より透明性を求められておりまして、議事録も個人、団体名などの個人情報に関わるものを除いて、公開の取扱いとしております。特に、議事録については、事務局の方、非常に苦労されていると思いますが、非常に詳細な議事録を作っていただいております、私たちも後で読み返すと、ああ、そういうことあったなということで、記憶がよみがえってくるように、本当に詳細に書いていただいております。

委員の皆様の異議がなければ、本年度の審議会についても、従来どおりの公開の取扱いとしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、従来どおり、公開の取扱いとさせていただきたいと思います。

次に、先ほど説明のありました議事録の確認委員につきまして、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ1名を年間通して指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、議事録の確認につきましては、昨年から引き続き使用者側を代表する委員は西村委員をお願いしたいと思います。

○西村委員 はい、承知しました。

○佐藤会長 労働者側委員につきましては、新任ですが山下委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○佐藤会長 それでは、山下委員と西村委員にお願いをして、了承いただいたということになりましたので、よろしくお願いします。

それでは、議事の３番目です。鳥取県最低賃金の改正決定について（諮問）について、事務局からの説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 最低賃金法第１２条によれば、地域別最低賃金の改正については、最低賃金法第１０条の例によるとされています。同条では、都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならないと規定されています。

それでは、鳥取県最低賃金改正の諮問を行います。鳥取労働局長から会長へ諮問文をお渡しさせていただきます。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

○佐藤会長 ただ今山下局長より諮問文を受け取りいたしました。

では、事務局は、諮問文の読み上げをお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

〔諮問文読み上げ〕

○佐藤会長 今読み上げをしていただきました。

それでは、事務局から諮問に至る資料等の説明をお願いします。

〔資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。

非常に多くの詳細な資料を用意していただいておりますが、こちらについて、何か意見、質問等がありましたらお願いします。

（なし）

非常にたくさんありますので、すぐに読み込めないかとは思いますが、また後ほどお尋ねさせていただきますので、先に進ませていただきます。

では、引き続き、令和７年度鳥取地方最低賃金審議会委員による事業場視察及び机上配付資料について、事務局から説明をお願いします。

〔資料説明〕

○佐藤会長 ありがとうございます。事業場視察と机上配付資料について説明をいただきました。

事業場視察については、例年行っておりまして、非常に参考になるお話が聴ける場であって、専門部会のときの労働者の方の意見を聴かせていただくのと同様に、非常に参考に行っているところであります。机上配付資料については、いよいよ目安額の決定に向けて動き出したということで、資料を添付していただいております。

これらについて何か意見がありましたらお願いします。また、事業場視察に行かれた方で、何かそのときのお話とかされる方がいましたらお願いします。

（なし）

では、引き続きまして、議事の４番目、鳥取地方最低賃金専門部会の設置についてとなりますので、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 お手元の最低賃金決定要覧の１４９ページを御覧ください。

最低賃金法第２５条第２項で、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと定められています。そして、同条第３項で、専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織するとされています。

これに関し、最低賃金決定要覧の１５４ページ、最低賃金審議会令第６条第１項で、専門部会の委員の数は９人以内とするとされています。これに基づきまして、従来から公労使を代表する委員それぞれ３名、計９名で専門部会は構成されております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今の説明について何か意見、質問等ありましたらお願いします。

現在、公労使５人ずつそれぞれで、１５人いますが、残念ながら、最低賃金審議会令第６条第１項で、９人以内とするというふうにありますので、従来どおり公労使３名ずつの９名ということで、本年度も行いたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なし）

では、従来どおり公労使３名ずつにしたいと思います。

次に、専門部会委員の選任手続等について、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 先ほど御覧いただいた最低賃金決定要覧の１５４ページ、最低賃金審議会令第６条第４項では、地方最低賃金審議会に置かれる専門部会の関係労働者を代表

する委員及び関係使用者を代表する委員の任命に当たっては、関係者に対し、相当期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないとされています。

つきましては、本日、審議会終了後、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に7月29日まで、専門部会の委員の推薦公示をいたします。また、鳥取労働局のホームページでもお知らせいたします。その後、委員は推薦のあった者の中から局長が任命することとなります。専門部会委員については、次回、第551回審議会において報告させていただきます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、専門部会の委員については、推薦公示をするということで、労働者側委員と使用者側委員については、それをもって次回報告があるということになります。

では、次に、専門部会の廃止の手続についてです。最低賃金審議会令第6条第7項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとするとしております。あらかじめ本審議会において決めておくということですので、審議が終われば廃止するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、そのようにいたしたいと思います。

引き続きまして、次の議事5番目に参りたいと思います。鳥取県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取の方法について、事務局から説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 意見聴取につきましては、ここ数年、次の3つの方法で意見を集約して審議に反映していただいています。

まず、1つ目、最低賃金決定要覧の149ページを御覧ください。最低賃金法第25条第5項の規定により、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。

この意見を聴く方法につきましては、158ページ、最低賃金法施行規則第11条第1項で、都道府県労働局長は、最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会に調査審議を求めた場合、遅滞なく、最低賃金審議会が第25条第5項の規定による関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨を公示すると規定しています。これを受け、本日から7月29日まで、鳥取労働局と県内の労働基準監督署の掲示板に意見の募集公示を行います。

また、鳥取労働局のホームページでも意見募集の記事を掲載いたします。

2つ目、最低賃金決定要覧の158ページ、第11条第2項において、公示により提出

された意見書のほか、当該意見書を提出した者、その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議（専門部会の会議を含む）に出席させる等により、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとすると規定しています。これを受け、本日から7月29日まで、労働局のホームページで意見発表者の募集も行います。応募がございましたら、例年どおり、意見陳述人による意見陳述の場を設けたいと考えております。

3つ目ですが、意見聴取に加え、従来から書面により、使用者とその労働者の意見も聴取しています。

今年度の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領等につきまして、説明させていただきます。

資料ナンバー22、137ページから142ページまでの実施要領を御覧ください。

関係事業主及び労働者から意見聴取するため、例年、最低賃金に関する基礎調査で有効回答をいただいた事業所及びタクシー業の事業主と労働者から、アンケート回答による意見聴取を行っており、本年度も例年同様に実施しております。

実施要領の2に、今年度の選定基準をお示ししておりますが、今年度は、事業主124名、労働者124名の計248名を対象としています。本年度は、スケジュールの都合上、7月1日から、既に調査を開始しています。委員の皆様方には、意見聴取事項の内容について事前に確認をいただきましてありがとうございました。今年度は、使用者に対し、業務改善助成金制度を知っていたが活用していない理由等を記載していただくよう、質問を追加して調査をしております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明について、何か意見、質問等ありましたらお願いします。

（なし）

先ほども申し上げましたように、意見陳述人による意見陳述は、毎年、非常に参考になりますので、今年もぜひ陳述をしていただけたらと思います。

では、引き続きまして、議事の6番目、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長 最低賃金決定要覧を御覧いただきたいと思います。154ページに、最低賃金審議会令第6条第5項がございますが、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるとございます。

鳥取県最低賃金の審議につきまして、専門部会が全会一致となり、第6条第5項が適

用されますと、専門部会報告をもって審議会でも決議されたものとみなされ、労働局長宛て答申がなされますので、審議会の開催が省略されるため、発効日が早まる可能性がございます。

昨今の審議会では、第6条第5項の規定の適用を決定していただいているところですが、今年度の鳥取県最低賃金の審議で適用するかどうかの検討をお願いします。

なお、第6条第5項が適用された場合であっても、専門部会での結審が全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催し、専門部会の報告を受けて改正決定の審議を行った後に、労働局長宛て答申していただくことになります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、本年も例年どおり、専門部会の決議において全会一致の場合は、本条項を適用していきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

この条項の適用に当たりまして、最低賃金専門部会の決議において全会一致を前提としております。残念ながら、私が会長になってからは一度も全会一致ということがありません。これは完全に私の力不足というほかないのですが、そのおかげで、これも鳥取の特徴の一つであるかと思いますが、非常に詳細な公益委員見解を書くということになりました。公益委員見解を書くスキルだけは身についたかと思いますが、今年はなるべくその力を発揮しなくてもいいように、全会一致になっていただけたらと思います。

では、7番目です。鳥取地方最低賃金審議会審議日程についてです。まだ専門部会の委員が選任されていないのですが、まず、事務局から説明をお願いします。

○中塚賃金室長 それでは、今後の審議日程についての説明をいたします。委員限りの資料として、令和7年度鳥取地方最低賃金審議会開催日程（案）をお配りしております。

説明の前に、机上配付資料の186ページを御覧いただきますと、資料ナンバー5で、今後の予定（案）とございます。これは、目安に関する小委員会ということでして、金曜日、7月11日に第1回目が行われておりますが、第2回目以降のスケジュールが案として記載されております。7月22日、7月24日、7月29日までの、今のところ、第4回目目安に関する小委員会ということで示されているところです。

これを踏まえまして、委員限り資料を見ていただきたいのですが、次回の第551回鳥取地方最低賃金審議会の開催を、案として、7月31日木曜日9時30分からとさせてい

ただきました。この第551回の審議会では、中央最低賃金審議会の目安の伝達、それから、特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問などを予定しておりますので、日程の確保をよろしくお願いします。

次に、その下に、専門部会の日程（案）をお示しします。専門部会委員の選出前のため、あくまでも予定です。専門部会の日程は、本来は部会委員が決まってからとなりますが、本審の日程に沿った予定とする必要がございますので、昨年度の実績を踏まえた上での事務局案としてお示しいたします。

以上で説明を終わります。

○佐藤会長 ありがとうございます。

次回、7月31日の9時30分から開催するということで、専門部会につきましては、まだ委員が確定していないということなので、あくまでも例年の予定に合わせた形ということですね。ここのところ、鳥取県最低賃金審議会については、例年同じようなスケジュールで行っているところですので、今年度も同じようなスケジュールで行えたらと考えているところです。

では、日程について、何か意見とか要望、質問があればお願いします。

（なし）

では、この審議日程で予定をいたしますが、今年は、先ほども説明がありましたように、目安がいつ出るか分かっていないために、非常に短期での集中審議というふうになるかと思っておりますので、協力をお願いします。

それでは、引き続きまして、議事の8番目、その他について、事務局から何かありますでしょうか。

○中塚賃金室長 それでは、本年3月11日に開催しました第549回鳥取地方最低賃金審議会の資料の数値に誤りがございましたので、その経緯と今後の再発防止に向けての取組について説明いたします。

審議会資料の資料ナンバー23、143ページを御覧いただきますと、こちらの訂正前とありますのは、特定最低賃金の改正等に係る意向表明時点における適用労働者数及び適用使用者数としてお示ししたものです。数値の誤りがありましたのは、鳥取県各種商品小売業最低賃金、それから裏面になりますが、鳥取県百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター最低賃金の適用労働者数です。鳥取県各種商品小売業最低賃金の適用労働者数について、当年度を1,244人、昨年度を

括弧書きで１，１９０人と記載しておりますが、登録時に誤って反対の年度の数値を記載したものです。

また、裏面の鳥取県百貨店、総合スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター最低賃金におきましては、こちら、欄外に米印として、百貨店、総合スーパーマーケットは、表のページ、改正の と同数で算出と記載していますとおり、誤って登録した昨年度の数値を内訳として登録したものです。１４５ページ以降のとおり、訂正後の資料をお示しさせていただきます。

このたびは、労働者側委員から、数値の確認依頼がありまして、誤りが発覚したものでしたが、本件資料並びにほかの資料につきましても、総点検を行いました結果、ほかの資料の数値に誤りはございませんでした。また、訂正しました数値は、特定最低賃金の改正等に係る申出要件を確認する基となる数値ですが、早期に訂正ができたことから、申出をいただく資料等、直接的に影響を及ぼす事態には至りませんでした。

なお、この訂正内容につきましては、佐藤会長に了承いただき、４月２２日には、連合鳥取の河村事務局長、それからＵＡゼンセン鳥取県支部の北畑支部長へ、５月１日には、鳥取県経営者協会の西村専務理事に直接説明とお詫びを申し上げたところですが、そのほかの委員の皆様には事後報告となりましたこととお詫び申し上げたいと思います。

誤りの原因は、登録時はもとより、その後の内容確認が機能していなかったものです。今後は、複数体制での内容確認を確実なものとして、正確な資料作成を行ってまいります。再びこのような事態を起こさないよう、職員一同で深く反省し、緊張感を持って職務に従事してまいります。

○清水賃金室長補佐 続きまして、鳥取県最低賃金改正に関して、各種団体から要請が３件ございましたので、概要を申し上げます。

まず、資料ナンバー２４、１４７ページからを御覧ください。２０２５年６月１９日に、鳥取県労働組合総連合議長、田中暁様から、鳥取地方最低賃金審議会会長及び鳥取労働局長宛てに、最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請と題する要請書が提示され、要請がございました。

概要を申します。日本の最低賃金は、２０２４年の改定で、加重平均は１，０５５円となったが、物価高騰を後追いするだけであり、特に最低賃金近傍の労働者の生活改善にはつながっていない。地域間格差は、鳥取県と東京都とで２０６円もの開きがあり、地方から賃金の高い都市部への人口流出が起こり、地域経済の疲弊の要因になっている。とりわ

け急激な物価高騰の中、労働者から、これでは暮らせないと悲鳴が上がり、最低賃金の地域間格差の解消と大幅な引上げは喫緊の課題となっている。

1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきた。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済を温め、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金1,500円以上を求めている。

あわせて、中小企業・小規模事業者が、最低賃金の引上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められている。公正取引ルールの確立や社会保険料の免除のほか、原材料の高騰が続く中で、諸経費が価格に適正に反映される仕組み等の整備を求める。

以上の旨の要請であり、要請項目は御覧のとおり、鳥取地方最低賃金審議会長宛て、要請は3項目、鳥取労働局長宛て要請は5項目いただいております。

続いて、資料ナンバー25、149ページから御覧ください。2025年7月7日に、日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長、山口一樹様から、鳥取労働局長宛てに、2025年度最低賃金行政に関する要請書と題する要請が提出され、要請がございました。

概要を申しますと、2025年度の春季生活闘争では、2年連続で最高水準となる賃上げが見込まれている。しかし、米をはじめとした食料品や生活必需品などの物価高により、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは一層厳しさを増している。最低賃金の引上げを通じ、賃上げの流れを労働組合のない企業で働く人も含め、社会の隅々まで確実に波及させなければならない。

鳥取県の最低賃金は、昨年57円引上げ957円になったものの、全国的には低位にとどまっており、セーフティネットとしての労働対価にふさわしい水準へと早急に引き上げる必要がある。あわせて、地域間の金額差も依然大きく、全国加重平均1,055円と比較すると98円もの格差が都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小、零細企業の事業継続・発展の厳しさを助長していると考えられる。

こうした中、現在検討されている中小企業・小規模事業者の賃金向上5か年計画の施策パッケージなどを踏まえ、最低賃金の大幅な引上げに対応できる環境整備も不可欠である。

以上の認識の下、下記の事項に取り組まれるよう要請するとして、5項目の要請をいただいております。

続いて、資料ナンバー26、151ページからを御覧ください。2025年7月3日に、

鳥取県弁護士会会長、川井克一様から、鳥取地方最低賃金審議会宛てに、要請書（最低賃金の大幅な引上げと全国一律化並びに中小企業の支援について）と題する要請書の提出がありました。

概要を申しますと、昨年、鳥取県の地域別最低賃金は、時給 9 5 7 円と決定されたが、労働者 1 人の健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準について、時給 1 , 5 0 0 円以上となるところ、9 5 7 円はこれに遠く及ばない。県民の誰もが衣食住に不自由しない幸福な生活を送るためには、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

都道府県単位の地域別最低賃金は、国民一人一人の生存に関わる最低賃金の水準としての合理性には疑問があると言わざるを得ない。現在の制度を抜本的に改め、全国一律最低賃金制度の実現に向けて動き出すことが必要である。

他方で、最低賃金の引上げによって、中小企業の経営には大きな影響が生じる。国は、業務改善助成金による支援を実施しているが、中小企業への支援策として十分とはいえないところである。社会保険料の事業主負担分を免除、軽減することや、人件費及び原材料等の上昇を取引価格に適正に反映させることを可能にする法制度の整備や行政の充実など、効果的な支援を行うことが必要である。

以上が 3 件の要請の概要となりますが、これらの要請を受け、鳥取労働局として対応し、内容に応じて、厚生労働本省へ報告並びに最低賃金審議会へ報告する旨を回答しておりますので、報告いたします。

○佐藤会長 ありがとうございます。

資料訂正の報告と要請書についての説明をいただいたところでありますが、これらについて、何かありますでしょうか。北畑委員、お願いします。

○北畑委員 労働者委員の北畑です。よろしくお願いします。先ほど特定最低賃金の鳥取県各種商品小売業最低賃金の関係で、適用労働者数の訂正をいただいたわけですが、これにつきましては、貴局と早期に人数確認ができたということで、大事には至らなかったのですが、ぜひ、このことに対する再発防止につきましては、しっかりと努めていただきたいということを改めて申し上げたいと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。事務局の作成していただく資料が、私たちの審議に不可欠でありますので、今後ともよろしくお願いします。

○中塚賃金室長 承知しました。

○佐藤会長 そのほかにありますか。

（なし）

それでは、要請書についても何かありますでしょうか。

（なし）

では、先ほど資料がたくさんあるので、また後でお聞きしますというふうに申し上げましたが、資料等について何かありましたらお願いします。

（なし）

それでは、以上で議事全て終わりましたので、特にないようでしたら、本日は、これにて終了とさせていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。